

令和4年度 新規事業 重層的支援体制整備事業

【重層的支援体制整備事業とは】

複雑化・複合化した生活課題(8050世帯、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなど)に対応する『包括的な相談支援体制』を構築するため

①誰一人取り残さない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。(社会福祉法106条の4)

①誰一人取り残さない相談支援

相談者の属性や世代・相談内容を問わず『包括的に相談を受け止め』、相談者の課題を整理し、適切な情報提供や課題解決に向けた伴走支援を行います。

- ・福祉総合相談窓口(生活困窮者支援、多職種連携の仕組みづくり)
- ・基幹相談支援センター(障がい者支援)
- ・基幹型地域包括支援センター(高齢者支援)
- ・成年後見センター(権利擁護事業)

連携
強化

三つの支援を『一体的に取り組む』ことによって『支援の相乗効果』を高めます。

②参加支援

社会との繋がりを再構築(回復)するための支援及び社会資源の開発を行います。

- ・就労(準備)支援
- ・居住支援(居住支援法人)
※3ページ参照
- ・多様な居場所づくり

③地域づくりに向けた支援

地域住民や企業、団体などが属性を超えて交流できる環境を整備し、地域づくりの活性化を図ります。

- ・生活支援体制整備事業
- ・アウトリーチ事業